

中期経営計画

(第4期)

(令和6(2024)年度から令和11(2029)年度)

鹿児島県国民健康保険団体連合会

目次

第1章 国保連合会を取り巻く状況

1	高齢化の進展と医療費・介護給付費の増大	1
2	審査支払機能に関する改革工程表に基づく取組の推進	4
3	都道府県による保健ガバナンス等の更なる強化	5
4	行政のデジタル化・標準化やデータヘルス改革の推進	5
5	国・地方自治体からの多分野にわたる業務支援の要請	6
6	急速な少子高齢化による厳しい保険財政状況等	7
7	本県特有の課題について	7
8	鹿児島県国民健康保険運営方針に沿った取組	8

第2章 計画の基本的な考え方

1	これまでの取組	9
(1)	前回計画の評価	9
(2)	これまでの計画の評価	11
2	本会が掲げるビジョンについて	12
(1)	組織ビジョン	12
(2)	職員ビジョン	12
3	基本方針	13
(1)	データ・ノウハウを活用した保険者等への総合的支援の充実	13
(2)	業務の高度化・効率化の推進	13
(3)	あらゆる情勢の変化に対応できる組織基盤の確立・強化	14
4	経営計画の期間	14
5	計画の概要	15

第3章 具体的な取組

基本方針(1) データ・ノウハウを活用した保険者等への総合的支援の充実

取組①	データを利活用した保険者等への支援	16
(1)-①-A	データヘルス推進の支援	17
(1)-①-B	特定健診・特定保健指導の実施率向上に関する支援	18
(1)-①-C	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施への支援	19
(1)-①-D	保険者協議会を活用した支援	20
(1)-①-E	介護給付費適正化事業の支援	21
取組②	保険者等の事務効率化及び取組支援の強化	22
(1)-②-A	広報事業の充実	23
(1)-②-B	保険税（料）収納率向上及び賦課算定支援	24
(1)-②-C	保険者事務電算共同処理業務の充実	25
(1)-②-D	レセプト点検共同事業の充実	26
(1)-②-E	療養費の適正化に係る支援	27
(1)-②-F	第三者行為損害賠償求償事務の充実	28

取組③ 新たな業務への対応・創出	29
(1)-③-A 介護情報基盤の整備における地域支援事業の受託	30
(1)-③-B 予防接種事務の効率化に係る支援	31

基本方針(2) 業務の高度化・効率化の推進

取組① 審査支払業務の充実強化	32
(2)-①-A ICTを活用した審査業務の効率化と充実強化	33
(2)-①-B 審査支払機能に関する改革工程表に基づく取組の推進	33
(2)-①-C 介護保険・障害者総合支援業務の充実・効率化	34
(2)-①-D 療養費審査支払業務の充実	34
取組② システムの効果的・効率的な運用	35
(2)-②-A 基幹系システム（標準システム）の効果的な運用	36
(2)-②-B 独自システムの効果的な調達と効率的な運用	37

基本方針(3) あらゆる情勢の変化に対応できる組織基盤の確立・強化

取組① 組織体制の確立と組織力の強化	38
(3)-①-A リスクマネジメントの強化	39
(3)-①-B コンプライアンスの強化	40
(3)-①-C 組織マネジメント能力の強化	40
取組② 「専門家集団」としての人材育成	41
(3)-②-A 審査支払業務に精通した人材の育成	41
(3)-②-B 保険者業務に精通した人材の育成	42
(3)-②-C データサイエンスに精通した人材の育成	43
取組③ 持続可能な財政運営	44
(3)-③-A 広い視野による経費削減・コスト意識の向上	44
(3)-③-B 収支分析による適正な負担金・手数料の設定・確認	45
(3)-③-C 積立金の計画的な管理・運用	46
(3)-③-D 財政の透明化のための監査の実施	46

第1章 国保連合会を取り巻く状況

1 高齢化の進展と医療費・介護給付費の増大

○ 国の情勢

我が国は、世界で最も高い水準で高齢化が進行しており、令和 5(2023)年 9 月 15 日現在の 65 歳以上人口が総人口に占める割合（高齢化率）は、29.1% となっている。出生率の低下により人口が減少に転じても寿命の延伸により高齢化率は上昇を続け、令和 18(2036)年には 3 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となることが見込まれている。

高齢化の進展と併せて、医療の高度化や介護サービス利用者の増加により医療費及び介護給付費は増嵩傾向にあり、人口減少社会が進行する中で、保険制度の安定確保のため、医療費・介護給付費の適正化が求められている。

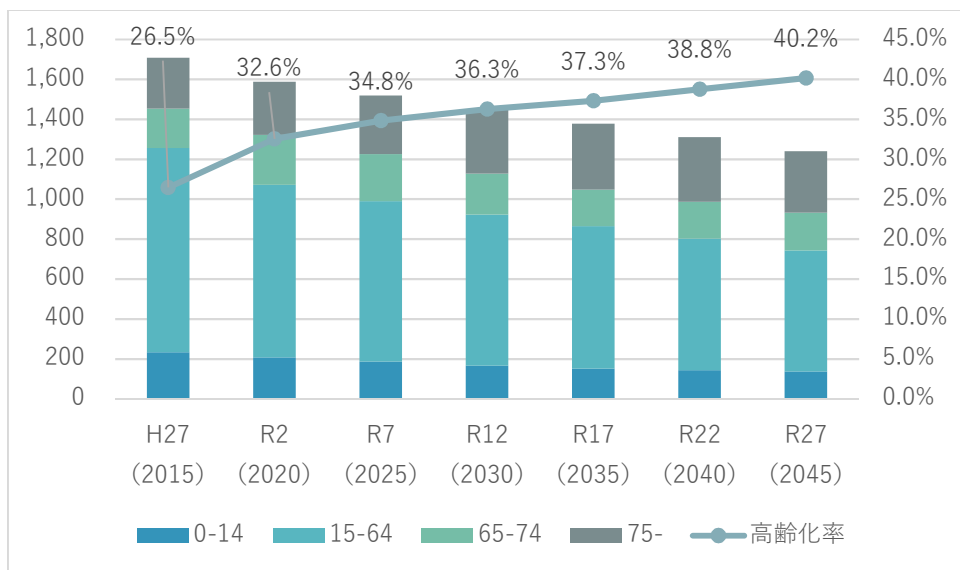
○ 鹿児島県の情勢

本県の総人口については令和 2 (2020)年に 1,588 千人、うち高齢者人口は 517 千人で高齢化率は 32.6%となっており、全国よりも早く高齢化が進んでいる。

今後も総人口の減少と高齢者の増加が進み、令和 17(2035)年には総人口が 1,377 千人、高齢化率は 37.3%となり、県民の 2.7 人に 1 人が高齢者となると推計されている。（※グラフ 1）また、医療費については令和 4 (2022)年が 4,725 億円（国保+後期高齢者）で、平成 30(2018)年と比較すると国保で 25 億円、後期高齢者医療は 90 億円の増加であり、トータルで 115 億円増加している。

（※グラフ 2）また、介護給付費は令和 4 (2022)年が 1,851 億円で、平成 30(2018)年との比較で 86 億円の増加となっている。（※グラフ 3）

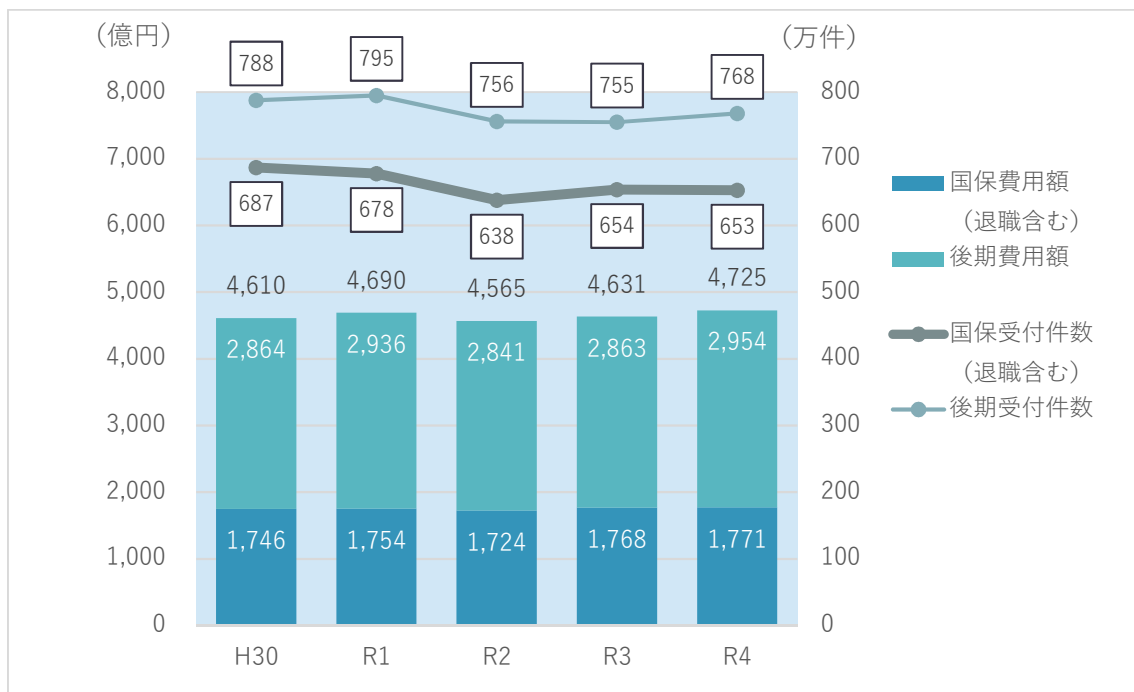
グラフ1 鹿児島県の人口推移と将来推計



出典：H27～R2：総務省統計局「国勢調査」

R7～R27：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

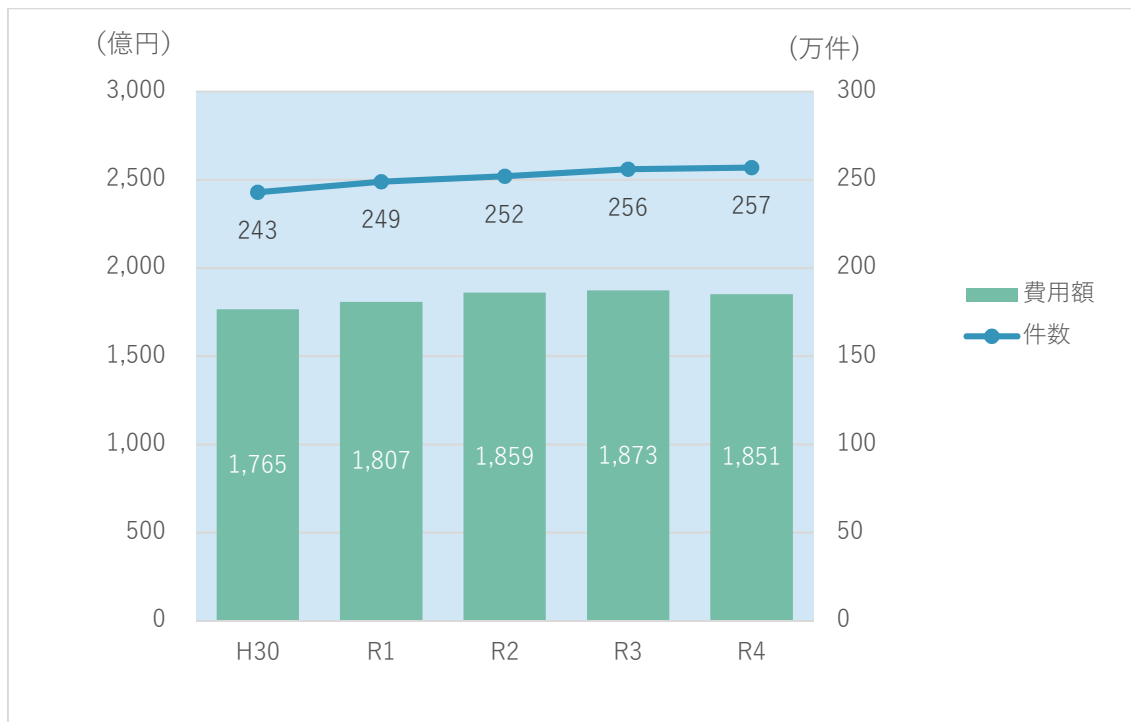
グラフ2 鹿児島県の国民健康保険（退職者医療）・後期高齢者医療の状況



出典：国民健康保険団体連合会事業状況報告書

※ 費用額は自己負担含む医療費全体の額

グラフ3 鹿児島県の介護給付費の状況

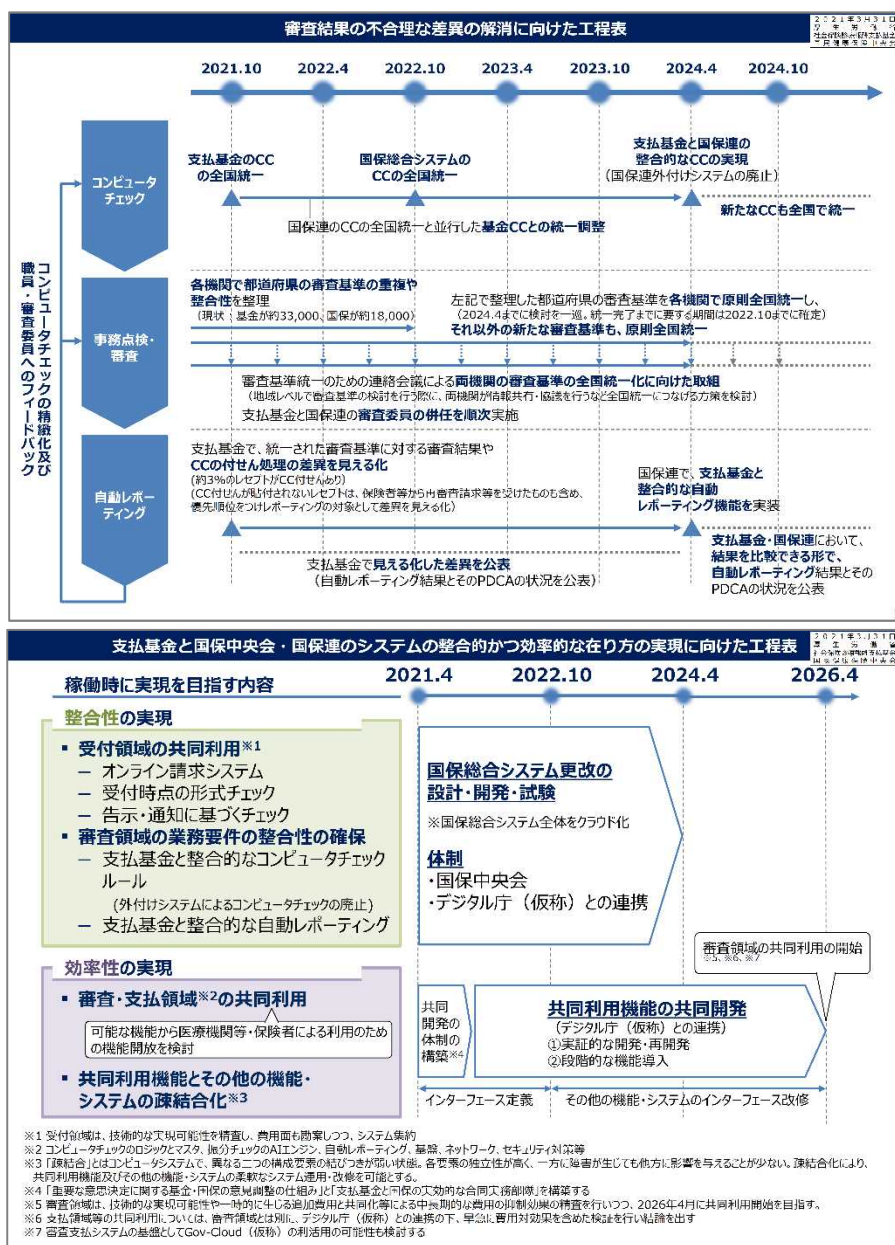


出典：国民健康保険団体連合会業務統計表

※ 費用額は自己負担含む介護給付費全体の額

2 審査支払機能に関する改革工程表に基づく取組の推進

令和2(2020)年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」に従い、令和2(2020)年度に厚生労働省が開催した「審査支払機能の在り方に関する検討会」における議論を踏まえ厚生労働省、社会保険診療報酬支払基金（以下、「支払基金」という。）、国民健康保険中央会（以下、「国保中央会」という。）は「審査支払機能に関する改革工程表」を策定した。国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」という。）・国保中央会においては、改革工程表に基づき、審査基準の統一化や審査支払システムの支払基金との共同開発・共同利用を推進することとしている。



3 都道府県による保健ガバナンス等の更なる強化

- 平成 30(2018)年度に実施された国保制度改革により、国の財政支援が拡充されるとともに、国保の安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等において都道府県が中心的な役割を担うこととなった。
- また、令和 5 (2023)年通常国会において、医療費適正化や市町村事務の標準化・広域化の推進に関する事項を都道府県国保運営方針における必須事項とすることや、医療費適正化計画の内容の充実、第三者行為求償事務のうち広域的な対応が必要なもの等を都道府県が市町村からの委託を受けて行うことを可能とする等の改正内容が盛り込まれた「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」（以下、「全世代社会保障法案」という。）が成立され、保健ガバナンス等都道府県の役割の更なる強化が求められている。医療費適正化については、これまでも多くの国保連合会が都道府県と共同で保険者協議会の運営に携わるなど、その推進のための支援を行ってきたところであるが、全世代社会保障法案においては国保連合会の業務運営の基本理念に医療費適正化に向けた取組の推進が明記されたところであり、今後更なる対応を求められることが想定される。

4 行政のデジタル化・標準化やデータヘルス改革の推進

- 令和 3 (2021)年 5 月に公布されたデジタル改革関連法により、行政の分野においてデータの利活用を進め、デジタル化を推進していくこととされた。特に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」においては、国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・障害者福祉を含む 20 業務で自治体システムの標準化がガバメントクラウドを活用して進められることとなり、今後はそれを踏まえた対応を求められることが想定される。
- また、国は、令和 3 (2021)年 10 月から稼働を開始したオンライン資格確認等システム等の仕組みを活用し、今後、「データヘルス改革に関する工程表」に基づき、電子処方箋管理サービスをはじめとして様々な取組を行うこととしており、国保連合会・国保中央会は支払基金とともに、医療保険情報提供等実施機関として当該取組への対応が求められている。

- さらに、令和 5 (2023) 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2023」(以下「骨太の方針 2023」という。)等において、「全国医療情報プラットフォームの創設」、「電子カルテ情報の標準化」、「診療報酬改定 DX」等の推進が掲げられており、国保連合会・国保中央会は必要な対応を求められる。
- 加えて、マイナンバーカードと健康保険証の一体化について、令和 4 (2022) 年 10 月に政府から保険証廃止を目指す方針が示されたことに端を発し、同年 12 月以降、デジタル大臣・総務大臣・厚生労働大臣を構成員とする「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」等において、一体化の実現に向けた諸課題等について議論が行われ、令和 5 (2023) 年通常国会で「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案」が成立した。その後、令和 6 (2024) 年 12 月からは一体化した「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行することが決定しており、国保連合会・国保中央会は保険証廃止に伴うシステム改修等の対応を求められることが想定される。

5 国・地方自治体からの多分野にわたる業務支援の要請

- 昨今の新型コロナウイルス感染症対策に関して、厚生労働省や都道府県・市町村からの要請を受けて、診療報酬の概算前払いや医療機関・介護施設・障害者支援施設等への慰労金・支援金の支給、ワクチン接種等の費用に係る請求支払といった業務を実施してきた。
- また、介護保険・障害者総合支援関係業務として、ケアプランデータ連携システムの開発・運用や、厚生労働省が構築予定の障害福祉サービスデータベースへのデータ連携機能の開発・運用を行うこととしており、全世代社会保障法案において、厚生労働省が運営している LIFE の国保中央会への移管等を含めた国保連合会・国保中央会による介護情報基盤の整備も予定されている。
- さらに、コロナ禍で浮き彫りになった課題への対応として、感染症法の改正により、新興感染症の流行初期段階において適切な医療が確保されるための特定の医療機関への減収補償措置(流行初期医療確保措置)の仕組みが創設され、国保連合会・国保中央会へ国保・後期高齢者分の費用請求支払業務が委託されることとなった。加えて、令和 4 (2022) 年 6 月に閣議決定さ

れた「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、予防接種事務全体のデジタル化に取り組むとの方針が示され、それを踏まえた予防接種法の改正により、国保連合会・国保中央会に予防接種の費用請求支払及び予防接種記録・予診情報管理等の業務が令和 8 (2026) 年度から委託されることとなった。

- このように国・地方自治体から、多分野にわたる業務支援の要請が続いており、今後も様々な要請を受けることが予想される。

6 急速な少子高齢化による厳しい保険財政状況等

- 令和 7(2025)年には団塊の世代が全て後期高齢者に移行するいわゆる 2025 年問題として超高齢化社会が到来する。令和 4 (2022) 年において団塊の世代が後期高齢者にさしかかってくる中で、その前年(令和 3 (2021) 年)10 月時点の国の総人口は前年から約 65 万人減少しており、15 歳未満人口・15 歳～64 歳人口の割合はいずれも過去最低、65 歳以上人口・75 歳以上人口の割合はいずれも過去最高となり、近年の出生数の急減も相まって、少子高齢化が急速に進んでいる。
- こうした少子高齢化は、高齢者に係る給付費の増加や、社会保険料・税の中心的な担い手である生産年齢人口の減少等による国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の保険財政を厳しくする要因となっている。
- 加えて、「骨太の方針 2023」においては、「勤労者皆保険の実現に向けて、被用者保険の適用拡大の着実な実施」等を進めるとしており、国保における勤労者である被保険者の減少による保険財政への影響が懸念される。
- また、急速な少子高齢化や被用者保険の適用拡大等による国保被保険者の減少により、審査支払件数が減少し、国保連合会の国保の審査支払手数料収入が減少していく状況にある。

7 本県特有の課題について

県が国や本県の情勢等を鑑み、鹿児島県の国民健康保険運営方針を策定し県内の国保に関する必要な技術やスキルの向上、財政の分配について、市町村等と協議し進める中で、市町村等は各々の自治の中でサービスの提供具合を調整し住民に対する不断の努力により国保運営を行っている。

しかし、本県は中核市に位置づけられる鹿児島市の他、多種多様な産業の分布により 10 万人を超える都市や外海離島があるため、それぞれに根差した住民サービスを行っており、抱える課題や持てるマンパワーの差は様々である。また、その立地条件等による医療提供体制や 1 人当たりの医療費の差は、保険料（税）を県下で統一するための障壁となっている。国保制度改革や国が強力に推し進めるデジタル化に伴い市町村等の事務の標準化が求められる中、事務の標準化のための共同処理は本県が抱える様々な課題解決のために必要なものと考えられる。

8 鹿児島県国民健康保険運営方針に沿った取組

平成 30 年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業運営等において中心的な役割を担う新国保制度が施行され、市町村事業の広域的・効率的な運営の推進を図るため「鹿児島県国民健康保険運営方針」を定めており、令和 6 年度から令和 11 年度までの第 3 期運営方針を取りまとめている。

本会においても、県策定の運営方針に沿った事業を進めるとともに、県及び市町村等と連携しながら継続した共同事業や保険者支援の充実強化を図り、求められるニーズに応じていく必要がある。

第2章 計画の基本的な考え方

本会の役割を認識し国や県の情勢を踏まえた情報から保険者が求める支援について、これまで築き上げたスキルやノウハウをもとに本会のリソースを適切に配分し事業を展開するとともに、価値ある情報の発信が必要である。

本会はこれまでも、審査支払機関として人材育成に注力し時機に応じたスキルを身に付け、更に磨いているところである。本会職員の年齢構成において、令和6(2024)年1月現在40代の占める人数が多く偏りがあるが、年数を経て身に付けたスキルや経験によるノウハウと言った強みを後進に繋ぐとともに、我が国の人口構造や社会保障をめぐる社会の動き等にアンテナを張り、生産人口減少社会における働き方を含めたリスクリング等により、更なる保険者支援や今後のノウハウの積み上げに繋げていく必要がある。また、計画でビジョンを示すことにより目標を共有し、適時適切な情報共有、協働意思の向上により組織の成長・強化に繋げる。

1 これまでの取組

第3期中期経営計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）では、国保連合会の目指す10年後の将来像として、「情勢・環境の変化に柔軟に対応し、社会保障に係る保険者等業務（医療・保健・介護・福祉）を総合的に支援するとともに、職員一人ひとりが自ら考え、課題解決に向けた具体的な提案ができる活力ある組織」を掲げ、その実現のために各種事業・施策を実施した。実施した内容については、達成状況等を踏まえ以下のとおり評価している。評価の結果、引き続き取組が必要な施策については今回の第4期計画において継続して実施することとする。

(1) 前回計画の評価（令和4年度までの評価）

項目名		評価	今期 計画の対応
①	データ・ノウハウを活用した保険者支援等の充実		
①	データを利活用した保険者支援		
A	データヘルス改革の取組	○	廃止
B	データヘルス推進の支援	○	継続
C	特定健診・特定保健指導の実施率向上に関する支援	○	継続
D	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	○	継続
E	重複服薬者等対策事業	○	廃止
F	保険者協議会事務局の運営	○	継続
G	介護給付費適正化事業の充実及び拡充	○	一部見直し

項目名		評価	今期 計画の対応
② 保険者事務の効率化及び取組支援の強化			
A	広報啓発事業の充実	○	継続
B	保険税（料）収納率向上対策支援	○	継続
C	保険者事務電算共同処理業務の充実	○	継続
D	レセプト点検共同事業の充実	○	継続
E	療養費の適正化支援	○	継続
F	第三者行為損害賠償求償事務の充実	○	継続
③	データ・ノウハウを活用した新規事業の創出	△	一部見直し
2) 業務の高度化・効率化の実現			
① ICT の活用と審査業務の充実強化			
A	ICT を活用した審査業務の効率化と審査充実強化	○	継続
B	介護保険・障害者総合支援業務の充実・効率化	○	継続
C	療養費審査業務の充実	○	継続
②	基幹システム（標準システム）の効果的な運用	○	継続
③	独自システム（外付けシステムを含む）の効果的な調達と 効率的な運用		継続
A	サーバ機器等の再構築	○	廃止
B	外付けシステムの効率的な運用	△	廃止
3) 情勢の変化に対応した事業の実施・組織体制			
① 組織体制の再構築と組織力の強化			
A	組織体制・職場環境の再構築	○	一部見直し
B	リスクマネジメントの強化	○	継続
C	コンプライアンスの強化	△	継続
② 持続可能な財政運営			
A	経費削減・コスト意識の向上	○	継続
B	収支分析による適正な負担金・手数料の検討	○	継続
C	積立金の計画的な管理・運用	○	継続
D	財政の透明化のための監査の実施	○	継続
4) 事業環境の変化に柔軟に対応できる人材の育成			
① ICT を活用できる人材の育成		○	一部見直し
② 『専門家集団』としての人材の育成			
A	審査支払業務に精通した人材の育成	○	継続
B	保険者業務に精通した人材の育成	△	継続

評価の凡例：「○」 充分取り組めた、概ね取り組めた 「△」 取組が不足していた

(2) これまでの計画の評価

本会では、あらゆる情勢の変化に対応し保険者の負託に応えるために、平成 27 年度に第 1 期中期経営計画を策定以降、計画の見直しを行いながら目標達成のための取組を実施してきた。

取組実施による第 3 期計画までの期間における主な成果については、以下のとおりとなっている。

大項目	小項目	H27	R4	備考
査定率	国民健康保険	0.18%	0.19%	+0.01 ㊦
	後期高齢者医療	0.23%	0.25%	+0.02 ㊦
審査事務の効率化	審査事務職員の人数	60 人	49 人	△11 名
レセプト点検 共同事業の充実	受託保険者	19 保険者	26 保険者	+ 7 保険者
	効果率	156.5%	125.9%	△30.6 ㊦
経費削減・コスト意識の向上	(1 手 件数 当料 設定)	国民健康保険	56 円	据え置き
		後期高齢者医療	68 円	令和 2 年度に消費税分を値上げ
リスクマネジメントの強化	BCP 策定	なし	策定済	H31.2 策定
	ISMS27001 取得	なし	取得済	H30.3 取得

2 本会が掲げるビジョンについて

本会は国の情勢・環境の変化や制度改正に柔軟に対応し、保険者の財政やマンパワー不足も念頭に、保険者等が行う社会保障に係る業務（医療・保健・介護・福祉）を総合的に支援していくために、業務の高度化・効率化に繋がる ICT や AI 等と言った新たな技術の積極的活用努めるとともに、職員一人ひとりが自ら考え、本会の強みであるデータやノウハウを効果的・効率的に活かし、課題解決のための新たな事業の創出など具体的な提案ができる活力ある組織を目指すこととする。

前回の第3期計画では「国保連合会の目指す10年後の将来像」を掲げており、今回第4期計画は前回計画の4年目から9年目に当たることから、その流れを踏襲しつつ新たにビジョンとして掲げる。新たなビジョンでは、これまでの将来像を踏襲した「組織ビジョン」に加え、新たに「職員ビジョン」を掲げ、職員がめざす方向を具現化している。

本会が掲げるビジョン

(1) 組織ビジョン

情勢・環境の変化に柔軟に対応し、社会保障に係る保険者等業務（医療・保健・介護・福祉）を総合的に支援するとともに、職員一人ひとりが自ら考え、課題解決に向けた具体的提案ができる活力ある組織

(2) 職員ビジョン

- ① 課題と向き合い、相手の意見を尊重しつつ、解決に向けて議論し行動できる職員
- ② 心身の健康を保ち、ワークエンゲージメント（※）を高め、最大限の実力を発揮できる職員

※ワークエンゲージメント

仕事に関して肯定的で充実した心理状態
（活力・熱意・没頭の3つ要素から成り立つ）

3 基本方針

本会の掲げるビジョンの実現に向け、国保連合会・国保中央会のめざす方向 2023 でも示された「医療・保健・介護・福祉の総合専門機関として地方自治体への貢献」が実現できるよう、国の政策や制度改正、事業状況の変化に随時対応し、保険者等の理解を得ながら、より一層の信頼の下、3つの柱の基本方針に基づき、各般の取組を進めることとする。

(1) データ・ノウハウを活用した保険者等への総合的支援の充実

国保に加えて医療・保健・介護・福祉の分野など保険者等が行う社会保障全般に対して、本会が保有するデータを最大限利活用することにより、保険者等の取組支援の強化を図る。

また、本会はこれまでも国、県から多分野に渡る業務を受託してきたことから、今後も基幹業務の審査支払業務で培ったノウハウや保有する情報システムを活用しながら積極的に受託し取り組むことで、国保のみならず様々な社会的ニーズに沿ったサービスの提供を実現する。

- ① データを利活用した保険者等への支援
- ② 保険者等の事務効率化及び取組支援の強化
- ③ 新たな業務への対応・創出

(2) 業務の高度化・効率化の推進

国主導の下、医療DX、行政のデジタル化が進む中で、業務の高度化・効率化を実現するため、各種システムの計画的な更改等に併せてシステムの高度化や機能拡充の効果や必要性、運用等に必要な経費、セキュリティの確保等の検討を慎重に行った上で、ICTやAIなど新たな技術の導入・活用を引き続き積極的に進める。

また、「審査支払機能に関する改革工程表」に沿って、審査基準の統一化、業務の効率化や審査支払システムの共同開発・共同利用を進めていく必要があるため、審査支払業務の充実・高度化の推進と併せて、業務への主体的な取組を図る。

- ① 審査支払業務の充実強化
- ② システムの効果的・効率的な運用

(3) あらゆる情勢の変化に対応できる組織基盤の確立・強化

「審査支払機能に関する改革工程表」に沿った取組によるコストの増加、被保険者数の減少による歳入減に加え、行政のデジタル化、データヘルス改革をはじめ、今後本会を取り巻く環境は大きく変化することが予想される。

また、国、県からの新たな業務の受託に備え、既存事業の見直しや対応できる組織基盤の確立、強化に取り組む。

また、ICTの進展等に伴い情報セキュリティ対策の重要性が高まっていることや、災害等予見できない事象の発生にも素早く、的確かつ柔軟な対応を行えるよう、リスクマネジメントの強化に引き続き注力する。

なお、業務遂行にあたっては、職員一人ひとりが国保連合会職員として、目指す組織や目的を共有しながら、高揚感を持ちつつ協働していける活力ある組織・風土づくりに取り組む。

- ① 組織体制の確立と組織力の強化
- ② 「専門家集団」としての人材の育成
- ③ 持続可能な財政運営

4 経営計画の期間

令和 **6**（2024）年度から令和 **11**（2029）年度までの **6 年間**

前回第3期計画においては、3年間としていた経営計画期間について、第3期県国保運営方針をはじめ第4期医療費適正化計画・第4期特定健診等実施計画・第3期データヘルス計画などの計画がいずれも令和6年度から11年度の6か年の計画であることから、これらの計画を意識しつつ保険者等の支援に向けて取り組むことを鑑み、第4期中期経営計画の期間を6年間とする。

ビジョン		基本方針	具体的取組			
組織	職員	情勢・環境の変化に柔軟に対応し、社会保障に係る保険者等業務（医療・保健・介護・福祉）を総合的に支援するとともに、職員一人ひとりが自ら考え、課題解決に向けた具体的提案ができる活力ある組織	②① 課題と向き合い、相手の意見を尊重しつつ、解決に向けて議論し行動できる職員 心身の健康を保ち、ワークエンゲージメントを高め、最大限の実力を発揮できる職員	②① データ・ノウハウを活用した保険者等への総合的支援の充実	① データを活用した保険者等への支援 A データヘルス推進の支援 B 特定健診・特定保健指導の実施率向上に関する支援 C 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施への支援 D 保険者協議会を活用した支援 E 介護給付費適正化事業の支援 ② 保険者等の事務効率化及び取組支援の強化 A 広報事業の充実 B 保険税（料）収納率向上支援及び賦課算定支援 C 保険者事務電算共同処理業務の充実 D レセプト点検共同事業の充実 E 療養費の適正化に係る支援 F 第三者行為損害賠償求償事務の充実 ③ 新たな業務への対応・創出 A 介護情報基盤の整備における地域支援事業の受託 B 予防接種業務の効率化に係る支援	
					② 業務の高度化・効率化の推進	① 審査支払業務の充実強化 A ICTを活用した審査業務の効率化と充実強化 B 審査支払機能に関する改革工程表に基づく取組の推進 C 介護保険・障害者総合支援業務の充実・効率化 D 療養費審査支払業務の充実 ② システムの効果的・効率的な運用 A 基幹系システム（標準システム）の効果的な運用 B 独自システムの効果的な調達と効率的な運用
					③ あらゆる情勢の変化に対応できる組織基盤の確立・強化	① 組織体制の確立と組織力の強化 A リスクマネジメントの強化 B コンプライアンスの強化 C 組織マネジメント能力の強化 ② 「専門家集団」としての人材育成 A 審査支払業務に精通した人材の育成 B 保険者業務に精通した人材の育成 C データサイエンスに精通した人材の育成 ③ 持続可能な財政運営 A 広い視野による経費削減・コスト意識の向上 B 収支分析による適正な負担金・手数料の設定・確認 C 積立金の計画的な管理・運用 D 財政の透明化のための監査の実施
計画の期間						
令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間						

第3章 具体的な取組

基本方針(1) データ・ノウハウを活用した保険者等への総合的支援の充実

取組①

データを活用した保険者等への支援

【現状と課題】

本県は、脳血管疾患、人工透析の患者数が全国の中でも上位に位置し、KDB システムの統計から、令和4(2022)年度市町村国保の一人当たりの医療費は約45万円と全国(約36万円)と比較して高い状況にあり、医療費の適正化が求められている。

各保険者においては、医療費の適正化に向けてレセプト・健診結果等のデータ等を分析し、得られた情報を基に地域の健康課題を明確化するとともに、活用可能な地域の資源を把握した上でデータに基づく効果的・効率的な政策の展開を図る制度横断的な取組が求められている。

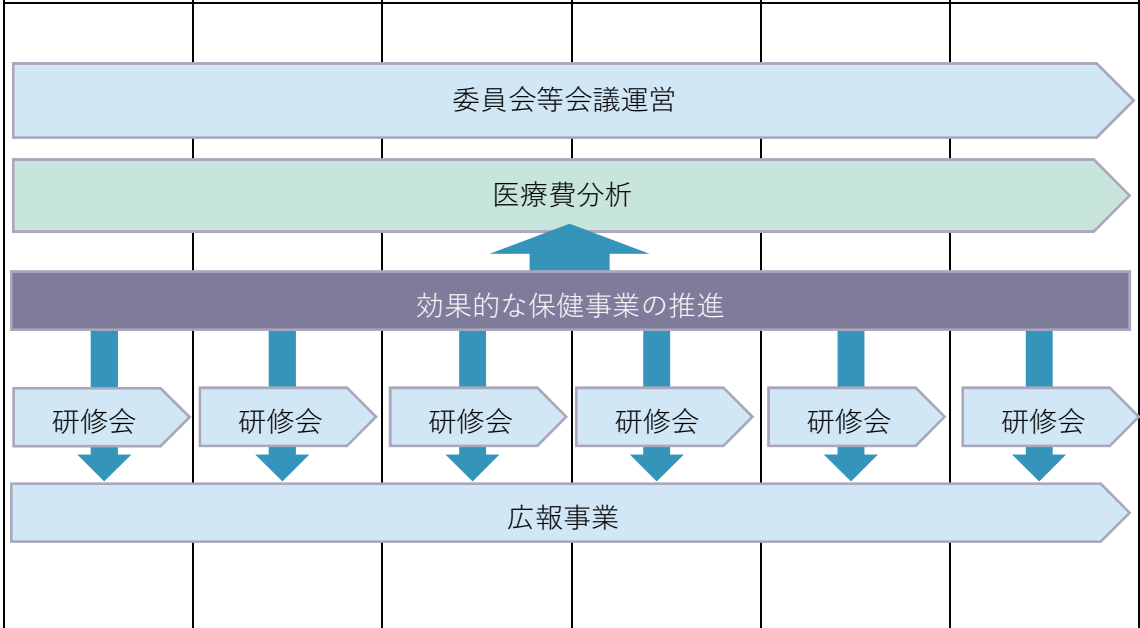
本会においては、第三期データヘルス計画(令和6(2024)年度～)策定支援のみならず、毎年実施しなければならない個別保健事業の分析・評価の支援が必要となる。保険者においては、保健事業に関わる専門職の業務多様化や、マンパワー不足等によりデータ分析等に十分に取り組めず、分析・活用方法に苦慮している状況があることから、本会に蓄積されたデータ等の提供や利活用方法など保険者支援に積極的に取り組む必要がある。また、事務職と専門職が連携して保健事業に取り組めるよう支援する必要がある。

令和2(2020)年から開始された高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施においては、令和5(2023)年度時点で31市町村が開始している。取組体制や実施方法が異なる中、保険者のニーズを捉え、より細やかな支援が必要となる。また、国保部門に比べ、後期高齢者医療・介護保険部門では、KDB システムの活用が普及していないため、研修会等で活用促進を図っていく。

(基本方針) ① データ・ノウハウを活用した保険者等への総合的支援の充実					
(取組) ① データを利活用した保険者等への支援					
(1)-①-A データヘルス推進の支援					
目標					
ビッグデータの活用について積極的取組が求められる中で、KDB システム、新医療費分析システム等を活用し、データヘルス計画に基づく保健事業の実施を支援することで、医療費の適正化を目指す。 また、保険者の保健事業実施において健康課題の明確化・分析、事業評価が効果的に行えるよう支援し、保険者が多職種と連携した保健事業が実施できる状態を目指す。					
具体的取組					
データヘルス計画等の策定及び評価に活用できるよう KDB システム等の操作、活用方法等の支援を行うとともに、保険者のデータ分析・評価のスキルアップを目的とした研修会の開催、データヘルス計画に基づく効果的・効率的な保健事業を展開するための保健事業支援・評価委員会を活用した支援に取り組む。					
スケジュール					
令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
国保データベース（KDB システム等の操作・活用方法等の支援）					
保健事業支援・評価委員会の運営					
医療費適正化対策支援事業（個別訪問）※年間 15～18 保険者					
医療費適正化対策 支援事業（個別支 援モデル事業） 2 保険者を年 3 回 訪問	医療費適正化対策支援事業 （広域的な保険者支援事業の受託）				
データヘルス 推進研修会	データヘルス 推進研修会	データヘルス 推進研修会	データヘルス 推進研修会	データヘルス 推進研修会	データヘルス 推進研修会

(基本方針) ① データ・ノウハウを活用した保険者等への総合的支援の充実					
(取組) ① データを利活用した保険者等への支援					
(1) -①- B 特定健診・特定保健指導の実施率向上に関する支援					
目標					
県全体の受診率は、43.1%（令和4（2022）年度実績）となっており全国平均より高いものの国の目標値（60%以上）には達していない。そのため、特定健診の更なる受診勧奨を支援することで、受診率向上を図り、過半数を超える保険者において国の目標値（60%）達成を目指す。					
具体的取組					
特定健診受診者数のうち、令和元(2019)年度～4（2022）年度の平均で 8.7%を占めている医療機関からの情報提供票によるみなし健診受診者の増加は特定健診受診率向上に繋がることから、健診結果取得に関する取組を強化するとともに、事業所〈職場〉健診結果取得に関する取組の支援を検討する。 また、被保険者（対象者等）の健康意識を高め、特定健診実施率の向上が図られるよう、周知広報や未受診者に対する受診勧奨を行うとともに、ナッジ（行動経済学）理論に基づき保険者が選定した勧奨対象者の特性に応じた受診勧奨通知を行う取組等により、健診への意識付けと健診受診の習慣化に繋げる受診勧奨に積極的に取り組む。					
スケジュール					
令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)

(基本方針) ① データ・ノウハウを活用した保険者等への総合的支援の充実					
(取組) ① データを利活用した保険者等への支援					
(1)-①-C 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施への支援					
目標					
KDB システム等のデータを活用し、地域の健康課題等を明確にして効果的な保健事業が展開できるよう、また、国の情勢を踏まえ、県、後期高齢者医療広域連合及び市町村と連携し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（以下「一体的実施」という）への取組及び地域包括ケアシステムの運用を支援し、全市町村で円滑に実施されている状態を目指す。					
具体的取組					
高齢者の保健事業や介護予防の担当者のスキルアップのため、KDB システムの活用等に関する研修会を開催し、後期高齢者医療に関するデータの分析・活用等に繋げるとともに、効果的・効率的に保健事業を展開するための保健事業支援・評価委員会を活用して支援に取り組む。また、後期高齢者担当者の KDB システム等の活用が普及するよう市町村個別支援において支援を強化する。					
スケジュール					
令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
全市町村に向けた一体的実施に関する保険者支援					
保険事業支援・評価委員会の活用 市町村等 セミナー 個別支援					
市町村等 セミナー 個別支援					
市町村等 セミナー 個別支援					
市町村等 セミナー 個別支援					
市町村等 セミナー 個別支援					
市町村等 セミナー 個別支援					

(基本方針) ① データ・ノウハウを活用した保険者等への総合的支援の充実					
(取組) ① データを利活用した保険者等への支援					
(1)-①-D 保険者協議会を活用した支援					
目標 保険者協議会の事務局を県と共に担い、各医療保険者が抱える健康課題等を集約・共有し、保険者協議会として取り組むべき共通の課題について活動の活性化を図るとともに、各医療保険者が実施する保健事業等の取組の促進を目指す。					
具体的取組 保険者協議会が行う事業について、各医療保険者の医療費データを活用した効果的な保健事業を推進するため、保健指導担当者のスキル向上を図る研修会等を実施するとともに、各医療保険者が行っている広報事業のうち、加入している医療保険に関係なく広く被保険者に向けて行う広報について検討し、効率的・効果的に実施する。					
スケジュール					
令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
					

(基本方針) ① データ・ノウハウを活用した保険者等への総合的支援の充実					
(取組) ① データを利活用した保険者等への支援					
(1)-①-E 介護給付費適正化事業の支援					
目標					
市町村介護保険事業計画及び県介護保険事業支援計画における介護給付等に要する費用の適正化については、第 6 期介護給付適正化プログラムにおいて新たな目標等が設定される予定であることから、引き続き介護給付適正化システムを活用した帳票提供や医療情報との突合点検・縦覧点検を実施し、介護給付の適正化に着実につながるよう、より一層の支援に取り組む。					
具体的取組					
医療情報との突合点検・縦覧点検を引き続き行い、事業所への確認、過誤申立まで一連の処理を行う。 また、保留案件について定期的に事業所への確認を行い、確実な適正化に繋がるよう支援する。					
スケジュール					
令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
県・保険者 第 6 期介護給付適正化プログラム			県・保険者 第 7 期介護給付適正化プログラム		
医療情報との突合・縦覧点検及び事業所確認・過誤申立の実施					

取組②

保険者等の事務効率化及び取組支援の強化

【現状と課題】

本会は、保険者の共同体としての役割の下、保険者等の事務の効率化に資するため共通の事務処理を一元的に実施している。

広報事業については、テレビや機関誌をはじめとした情報発信ツールを活用し、広く情報発信を行ってきたところであるが、近年 SNS 等の普及により情報発信の形態は多様化している。一方で、広報啓発事業は費用対効果が見えづらいという観点から、被保険者数の影響等により減少傾向にある限られた財源を有効に活用し、効果的な情報発信を行う必要がある。

保険税の収納率向上支援については、収納率向上研修会や国保税収納対策アドバイザー設置事業を実施し、保険者の収納率向上に寄与しているところである。こうした中、本県の収納率は全国平均を上回っている一方で、収納率が低い保険者が固定化しているという現状もあることから更なる底上げを図る必要がある。

また、保険税の賦課支援については、県の運営方針による段階的な医療費指数（反映係数（ α ））の引き下げ、保険料水準の統一に向けた道筋が示されており、国保世帯の急激な税負担の増額とならないよう将来を見据えた保険税負担について提案を行うことの支援が本会に期待される。

電算共同処理業務については、全保険者が実施する医療費通知の作成や国特別調整交付金申請業務の支援を本会が行うことで、保険者事務の効率化による保険者におけるマンパワー不足の緩和やスケールメリットによる経費節減に繋げることができおり、引き続き電算共同処理業務の一元的な実施、保険者事務の効率化に寄与し、国の施策や動向による保険者のニーズを的確に捉えつつ円滑な保険者事務が進められるよう充実した支援が必要である。

第三者行為損害賠償求償事務については、初任者・担当者向け研修会の実施や現地支援を通じて第三者求償事務の知識の習得や未受託案件の解消に努めている。一方で、年々事故件数（対前年度比 10%前後減少）は減少してきており、それに伴い損害賠償金についても減少傾向にある。しかしながら、第三者行為求償事務で取り扱う案件は専門性が高く難しい案件も多いことから、引き続き本会からの事務支援は必要であるため、本会の持つノウハウを活かした支援の充実が不可欠である。

(基本方針) ① データ・ノウハウを活用した保険者等への総合的支援の充実					
(取組) ② 保険者等の事務効率化及び取組支援の強化					
(1)-②-A 広報事業の充実					
目標					
保険者ニーズに沿った広報事業をより効果的・効率的に行うため、様々な情報発信ツールを活用し、幅広い年齢層への情報発信につながる広報の展開を目指す。					
具体的取組					
情報の発信については、テレビ広報番組「国保で HOT 情報」や機関誌「国保かごしま」、ホームページなど既存の広報媒体を活用し、健康づくり等の情報や国保に関するお知らせを被保険者へ広報する。 また、上述の媒体に加え、様々な発信形態（SNS・YouTube・広告媒体等）の活用を検討し、あらゆる世代に情報発信ができるよう取り組む。 効果的な広報については、保険者のニーズや保険者努力支援制度の指標を的確に把握し、時宜を捉えたものとなるよう内容を検討し広報委員会に提案する。					
スケジュール					
令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
保険者努力支援制度の指標に沿った広報内容の検討					
広報委員会における検討					
保険者への 調査(初回)	調査及び保険者 努力支援制度の 指標に基づく 検討(初回)	調査及び保険者努力支援制度の指標に基づく検討 (必要があれば都度)			
効果的な情報発信となる よう、活用する媒体の検討		効果的な情報発信となる よう、活用する媒体の検討			

(基本方針) ① データ・ノウハウを活用した保険者等への総合的支援の充実					
(取組) ② 保険者等の事務効率化及び取組支援の強化					
(1)-②-B 保険税（料）収納率向上及び賦課算定支援					
目標					
保険税（料）の収納率向上については、各保険者の収納率が全国平均を上回るよう支援する（令和3(2021)年度の現年度分 94.24% 未達7保険者）。 また、本県において段階的な保険料水準の統一に係る議論が進む中、市町村における保険税率が適正なものとなるよう支援する。					
具体的取組					
収納率向上支援として、保険者向けに研修会を実施し、優良保険者の取組事例の水平展開を図ることで保険者の収納率向上に繋げる。 また、収納率が低下している市町村等に国保税収納対策アドバイザーを派遣し、滞納整理や適正な債権管理、収納対策に係る課題等に対し助言を行い収納率の底上げを図る。 保険税賦課算定の支援については、国保運営連携会議及び三部会の議論を踏まえ二次医療圏単位、保険料水準の統一による経過状況を注視するとともに「保険料（税）適正算定マニュアル」を活用し、適正な賦課割合に繋がるよう試算や分析等を行う。					
スケジュール					
令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
● 保険税（料）収納率向上支援					
担当課長及び 担当者研修会	担当課長及び 担当者研修会	担当課長及び 担当者研修会	担当課長及び 担当者研修会	担当課長及び 担当者研修会	担当課長及び 担当者研修会
(優良保険者の取組事例の水平展開を図ることで保険者の収納率向上に繋げる)					
対象市町村へ 助言及び支援	対象市町村へ 助言及び支援	対象市町村へ 助言及び支援	対象市町村へ 助言及び支援	対象市町村へ 助言及び支援	対象市町村へ 助言及び支援
(課題等に対し助言を行い収納率の底上げを図る)					
賦課算定支援					
			二次医療圏ごとの統一（※）		
賦課算定支援 内容の検討					
令和7年度保険税賦課算定支援に関する事業開始					

※県資料（令和4年度 第1回財政部会 統一に向けたロードマップ骨子案より）

(基本方針) ① データ・ノウハウを活用した保険者等への総合的支援の充実					
(取組) ② 保険者等の事務効率化及び取組支援の強化					
(1)-②-C 保険者事務電算共同処理業務の充実					
目標					
保険者事務電算共同処理のスケールメリットによる更なる費用負担軽減が図られるよう、受託していない保険者業務の受託に繋げる。 また、保険者のニーズに即した支援及び保険者事務の効率化を図るため新たな電算共同処理業務の拡大を目指すとともに、現在行っている電算共同処理についても適宜確認し、必要に応じた変更を行うことで保険者のニーズや行政（国及び県）における施策に沿ったものになるよう業務の充実を図る。					
具体的取組					
電算共同処理の新たな受託に向けて取り組むとともに、保険者のニーズに沿った支援を行う方策を検討するため、保険者へ調査を行い、新たな電算共同処理業務を設ける。もしくは現行の電算共同処理業務の見直しを行うことで保険者事務の軽減が図れるよう支援に取り組む。 また、提供している既存の電算共同処理が目的に沿っているか、過不足がないか等確認するとともに、国や県発出の通知等の情報収集、国保運営連携会議と下部三部会の協議を踏まえて電算共同処理の新設・変更に繋げる。					
スケジュール					
令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
行政（国及び県）における施策に係る情報収集					
保険者への 調査(初回)	保険者への調査（必要があれば都度）				
	調査及び情報収 集結果に基づく 検討(初回)	調査及び情報収集結果に基づく検討 (必要があれば都度)			
		新規電算共同処理業務の実施及び 既存の電算共同処理業務の変更			

(基本方針) ① データ・ノウハウを活用した保険者等への総合的支援の充実				
(取組) ② 保険者等の事務効率化及び取組支援の強化				
(1)-②-D レセプト点検共同事業の充実				
目標				
保険者におけるレセプト点検業務の負担軽減と医療費適正化に寄与し、効果率（査定金額／手数料）100％以上を目指す。				
具体的取組				
二次点検システムを活用したレセプト点検を効果的に実施する。また、原審査や再審査の審査結果から傾向などを分析して効率的な点検を実施する				
スケジュール				
令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)
システムの点検項目の拡充				
効果的な点検項目への反映				
情報共有 ・ 連携 ○審査課 ○審査管理課				

(基本方針) ① データ・ノウハウを活用した保険者等への総合的支援の充実					
(取組) ② 保険者等の事務効率化及び取組支援の強化					
(1)-②-E 療養費の適正化に係る支援					
目標					
療養費の重点審査の充実及び保険者点検業務の支援を行い療養費の適正化に繋げる。					
具体的取組					
保険者における柔整申請書点検事務の充実を図るため、柔整申請書イメージ管理システムを活用しているところであるが、未活用の保険者もあることから、 柔道整復施術療養費においては、県内市町村を対象に統一した基準で二次点検及び患者調査を外部委託にて実施し、療養費の適正化の支援を図る。					
スケジュール					
令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
研修会 (システムの利活用の促進を図り、保険者点検業務の支援を充実させる)					
	活用状況調査	↑	活用状況調査	↑	活用状況調査
	内容の見直し		内容の見直し		内容の見直し

(基本方針) ① データ・ノウハウを活用した保険者等への総合的支援の充実					
(取組) ② 保険者等の事務効率化及び取組支援の強化					
(1)-②-F 第三者行為損害賠償求償事務の充実					
目標					
国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険における第三者行為求償事務について、国の制度改正の動向を踏まえ保険者の要望に則した適正な保険者支援の充実を図る。					
具体的取組					
第三者行為求償事務のうち広域的な対応が必要なもの、専門性の高いものについては、国民健康保険法改正に伴い令和7年4月から都道府県が市町村の委託を受けて求償事務を実施することが可能となった。また都道府県は当該事務を国保連合会へ委託することが可能となったことから、国の動向を踏まえつつ必要に応じて県と役割分担等について協議や調整を行い、保険者支援の充実を図る。 保険者向け研修会については、初任者向け研修では求償事務の基本的内容を中心とした研修を実施し、担当者向け研修では事例紹介や第三者行為求償事務アドバイザーによる講演等、第三者行為損害賠償求償事務の専門性を考慮した研修を実施し、それぞれの研修会の充実を図る。 保険者への個別支援として現地支援（Web開催も含む）を実施し、求償案件の掘り起こしや保険者の抱えている案件について求償事務専門員から助言を行う等の支援を行う。 加害者直接請求については、過失割合や分割納付について保険者との連携が必要であることから、保険者と情報を共有し取り組む。					
スケジュール					
令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
国の制度改正に係る情報収集					
制度改正に伴う 役割の検討	・ R7.4 都道府県求償事務委託開始				
研修会	研修会	研修会	研修会	研修会	研修会
(初任者向けと担当者向けを分けて実施し、それぞれの研修の充実を図る)					
保険者現地支援					
(保険者個別の抱えている案件についての支援を現地、Webにて実施)					
加害者直接請求					
(保険者との連携を強化)					

取組③

新たな業務への対応・創出

【現状と課題】

国保連合会はこれまで審査支払業務のノウハウや医療機関等への支払スキームを活用し、国や県、保険者等からの要請に基づき、様々な業務を受託し実施してきた。

また、デジタル改革関連法の公布や骨太の方針 2023 等において、様々なデータやデジタル技術を導入して業務プロセスを変革する事業が盛り込まれた「医療 DX」の推進が進められる中、今後も新たな業務への対応が必要となってくる。

令和 4 (2022) 年 6 月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、予防接種事務全体のデジタル化に取り組む方針が示され、同年 12 月に改正予防接種法が成立した。それに伴い、マイナンバーカードを医療費助成の受給者証、予防接種の接種券、妊婦健診・乳幼児健診の受診券として利用できるようにするとの方針が示され、令和 5 (2023) 年度からデジタル庁が主体となってシステム構築を進めている。

先に述べた改正予防接種法の中では、定期の予防接種等の費用に係る請求支払業務は、国保連合会のみにも委託可能であること、予防接種データベースへの匿名予防接種等関連情報の提供等業務及び予防接種記録・予診情報管理システムの開発・運用等は支払基金・国保連合会のいずれにも委託可能であることが謳われている。

これらのシステム開発は市町村事務の効率化に繋がることから、国保中央会では厚生労働省からの依頼を受け、予防接種関連システム群の開発を進めており、令和 8 (2026) 年 4 月からの稼働を目指すこととしている。

(基本方針) (1) データ・ノウハウを活用した保険者等への総合的支援の充実

(取組) ③ 新たな業務への対応・創出

(1)-③-A 介護情報基盤の整備における地域支援事業の受託

目標

「全国医療情報プラットフォーム」の構築が進められている中、介護情報基盤については、システム整備を国保中央会が担うこととなり、令和 8(2026)年 4 月の本稼働を目指している。
また、改正介護保険法において介護情報基盤の管理・運営については「地域支援事業」に位置付けられ、本事業について市町村は国保連合会に委託することができるとされた。今後、国が行っている調査研究において具体的な支援等が取りまとめられる予定であることから、本会においても市町村のニーズに沿った保険者支援に柔軟に対応するとともに、国保中央会が開発する介護情報基盤稼働における各種システムにおいて想定される業務についても体制を整えておく必要がある。

具体的取組

介護情報基盤稼働と連携する各種システムについては、想定される業務へ柔軟に対応するとともに、市町村のニーズを的確に捉え、本会へ期待される支援等について関係機関と調整し対応できるよう体制を整備していく。

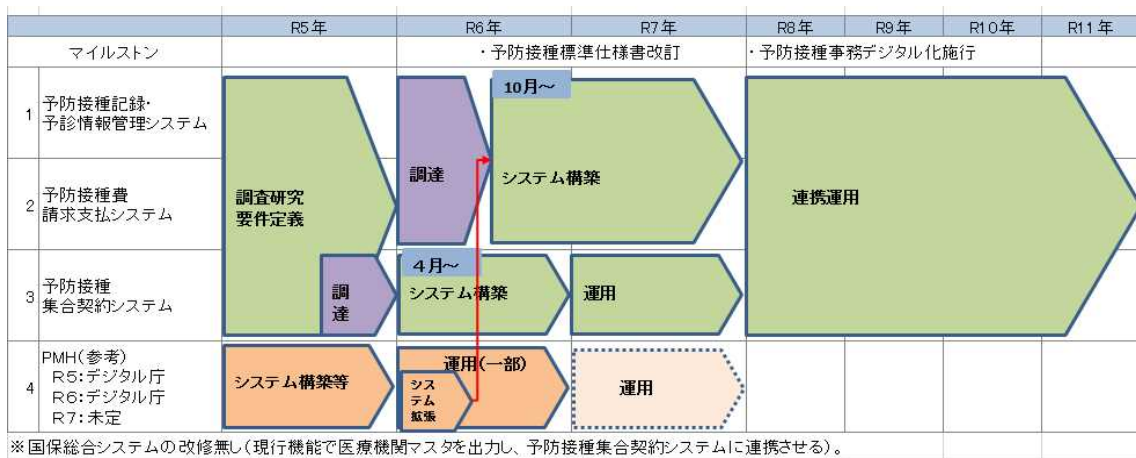
◎ 介護情報基盤稼働に向けた国保中央会開発の各種システムにおける想定される対応概要

システム	対応内容 (案)
電子請求受付システム	・ 共通ログイン機能 (事業所認証機能) の開発
審査支払等システム	・ データ保持機能の開発 (レセプト、要介護認定、主治医意見書、各種証情報等) ・ 情報基盤へのデータ連携機能の開発 ・ 給付適正化システムの拡充 (医療介護突合、ケアプラン点検等) ・ 関係団体との調整、各種会議の開催
ケアプランデータ連携システム	・ データ蓄積機能の開発 ・ データ連携機能の開発 ・ ライセンス料徴収に関する考え方の整理
LIFE システム (※厚労省からの運用移管予定)	・ 国保中央会運用移管の方針検討 ・ インフラ整備 ・ 切替に向けたデータ移行 ・ システム運用
KDB システム	・ 各種データの活用方法の検討 ・ システム機能開発

スケジュール

	令和 6・7 年度 (2024・2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 9 年度 (2028)	令和 10 年度 (2027)
介護情報基盤	設計・開発	運用開始			
審査支払システム	設計・開発				
給付適正化システム	システム改修				
KDB システム					
電子請求受付システム	現行の運用				
ケアプラン連携システム					
LIFE システム	厚労省運用				

(基本方針) ① データ・ノウハウを活用した保険者等への総合的支援の充実					
(取組) ③ 新たな業務への対応・創出					
(1)-③-B 予防接種事務の効率化に係る支援					
目標					
予防接種業務のデジタル化は、オンライン資格確認の基盤を活用し、オンライン対象者確認・オンライン費用請求によって自治体の接種記録が管理され、保険者及び医療機関の費用請求・支払事務や予防接種実施状況の報告事務等を効率化するとされている。また、予防接種の実施状況や副反応疑い報告等のデータベースを整備、NDB等との連結を可能とすることで、予防接種の有効性・安全性に関する調査・研究の充実を図ることもあげられている。これらの適切な実施と支援ができるよう、市町村をはじめとする関係機関と連携しながら、各システムの円滑な運用を目指す。					
具体的取組					
「定期の予防接種等の費用に係る請求支払事務」等をはじめとし、今後も様々な業務受託が想定されることから、国や市町村の動向を注視し、そのニーズに的確に対応できるよう体制を整備していく。					
スケジュール					
令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
情報収集	集合契約	契約更新等	契約更新等	契約更新等	契約更新等
		予防接種費請求支払システムの運用			
		予防接種費の請求支払			



取組①

審査支払業務の充実強化

【現状と課題】

診療報酬、療養費、介護保険・障害者総合支援の審査支払業務において、公平で公正な審査を迅速に行うことが審査支払機関に求められている。

診療報酬の審査においては、令和2(2020)年度に策定された「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、支払基金・国保連合会それぞれの機関でコンピュータチェックの統一を完了し、診療報酬告示・通知で明記されていて判断が明らかなものについては、令和6(2024)年4月以降受付システムを共同利用することとしている。また、医薬品・診療行為に対する適応病名などについては、両機関で協議し条件を揃えた上で、同一システムを共同利用する。

その他、審査支払システムの審査領域の共同利用については、令和10(2028)年度中の開始を目指して、厚生労働省・デジタル庁・支払基金・国保中央会で構成される「審査支払システム共同開発推進会議」やその作業班で基本方針や要件定義等が協議されているが、開発にあたっては、医療DXとの整合性の確保しながら、保険者から理解が得られるよう運用コストの縮減に繋がるものとし、保険者ニーズに沿った審査手法の充実・高度化を進めなければならない。

なお、診療報酬審査基準については、両機関で令和7(2025)年3月までを目指して全国統一に取り組んでいる。

(基本方針) (2) 業務の高度化・効率化の推進					
(取組) ① 審査支払業務の充実強化					
(2)-①-A ICT を活用した審査業務の効率化と充実強化					
目標					
ICTを活用したコンピュータチェックの精緻化・統一化に対応し、診療報酬審査事務における効率的な審査業務を実施すると共に、診療報酬審査基準の統一化に向けて国保中央会・他県国保連合会と連携し、適正な事務処理を行う。また、制度改正等への迅速な対応に努める。					
具体的取組					
診療報酬審査基準の統一化に向けて審査委員会の理解と協力を得て取り組むと共に、審査委員会との連携を強化し、審査委員へ診療報酬審査基準の周知を図り、認識の差異を解消する。 また、審査委員が医学的内容に係る審査に専念できるよう、審査委員への後方支援ができる職員を育成する。専門的な知識を習得するための各種研修会を実施し、高点レセプトをはじめとする重点審査など、審査の質の向上に取り組む。					
令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
診療報酬改定		診療報酬改定		診療報酬改定	

(基本方針) (2) 業務の高度化・効率化の推進					
(取組) ① 審査支払業務の充実強化					
(2)-①-B 審査支払機能に関する改革工程表に基づく取組の推進					
目標					
厚生労働省、支払基金、国保中央会において策定した「審査結果の不合理的な差異の解消」及び「支払基金と国保中央会・国保連のシステムの整合的かつ効率的な在り方の実現」に向けた工程表を踏まえ、診療報酬審査基準の統一や審査支払システムの整合的かつ効率的な運用を推進する。					
具体的取組					
厚生労働省、支払基金、国保中央会において策定した「審査結果の不合理的な差異の解消」及び「支払基金と国保中央会・国保連のシステムの整合的かつ効率的な在り方の実現」に向けた工程表に基づき、国保中央会・全国国保連合会・審査委員会と連携して令和 6 (2024)年度までに診療報酬審査基準を全国統一する。					
スケジュール					
令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
支払基金と国保連合会の整合的な C C					
診療報酬審査 基準の統一完了	新たな審査基準も統一				
受付領域 共同利用開始		審査領域共同利用			
診療報酬改定		診療報酬改定		診療報酬改定	

(基本方針) (2) 業務の高度化・効率化の推進					
(取組) ① 審査支払業務の充実強化					
(2)-①-C 介護保険・障害者総合支援業務の充実・効率化					
目標					
3年ごとの報酬改定や制度改正等に対応するため、各システムの改修については関係機関と密に連携をとりながら遅滞なく確実に取組を進めると共に、効果的・効率的にシステムを活用し適正な審査支払業務に努める。					
具体的取組					
介護サービス事業所等への誤り事例の周知を徹底するとともに、県・保険者等への各種台帳情報の作成やエラー対応について研修会を開催し、介護保険事務担当者のスキルアップ及び効率化を図る。					
スケジュール					
令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
☆報酬改定・ 制度改正	☆標準システム 機器更改		☆報酬改定・ 制度改正		
現行システム	次期システム本稼働				
担当者研修会	担当者研修会	担当者研修会	担当者研修会	担当者研修会	担当者研修会

(基本方針) (2) 業務の高度化・効率化の推進					
(取組) ① 審査支払業務の充実強化					
(2)-①-D 療養費審査支払業務の充実					
目標					
療養費の重点審査の充実や審査業務の向上に取り組み、療養費の適正化を図る。					
具体的取組					
柔道整復施術療養費・はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の適正な給付に繋げるために、これまでの審査結果や1件当たりの平均金額をはじめとした施術機関の傾向等を踏まえ、審査委員と連携を図り基準を設け重点審査を行う等、それぞれの審査委員会を更に充実させ運営し、効果的かつ効率的な審査支払業務を行う。 国のワーキンググループにおいて、療養費のオンライン請求についての協議がはじまっており、その進捗を注視し開始後における審査支払業務の在り方について検討していく。					
スケジュール					
令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
オンライン資格確認4月開始 10月義務化					

取組②

システムの効果的・効率的な運用

【現状と課題】

国保総合システムは様々な機能を取り込んだ大規模かつ複雑なものとなっていることを踏まえ、開発期間が限られる中でシステム障害等のリスクを避けるために段階的に進めていくこととしたことから、クラウドへの確実な移行を優先し、クラウドサービスを十分活用するなどシステムを最適化するまでには至らなかった。

このことにより、保守・運用費は更改前よりも増額される可能性があり早急にシステムを最適化し、保守・運用費の縮減を図る必要がある。

その他の標準システムについても、クラウドへの移行が決定しており、介護審査支払等システムは令和7(2025)年5月、後期高齢者医療請求支払システムは令和8(2026)年4月等他のシステムも順次稼働予定となっているため、安定的なシステム移行を実施する必要がある。

本会では、保険者支援及び保険者業務の円滑な処理のために標準システムを補完するための外付けシステムや本会事業運営の効率化等のための独自システムを導入し運用している。これらのシステムはそれぞれ必要に応じて開発・更改等を行っており、更新のタイミングが異なっていることから、令和4(2022)年度にサーバ機器を集約するため仮想基盤を構築し、同基盤上で稼働している。

なお、仮想基盤上にないシステムについては、順次機器更改のタイミングで仮想基盤上に構築することでサーバ機器等の費用削減や保守料等の低減を図る。

また、現在使用しているシステムが保険者のニーズに即した効果的、効率的なシステムとなっているか定期的な調査や必要な改修を行うことにより更に効率的な運用に努める必要がある。

(基本方針) ② 業務の高度化・効率化の推進						
(取組) ② システムの効果的・効率的な運用						
(2)-②-A 基幹系システム（標準システム）の効果的な運用						
目標						
保険者における各種システムについて、効率的かつ効果的な利活用ができるよう支援し、保険者事務の円滑な処理を目指す。						
具体的取組						
各システムの利活用については、事務の効率化に繋げるための支援の充実を図り、システムの円滑な運用・維持経費削減の検討に取り組む。						
スケジュール						
	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
国 保 総 合 シ ス テ ム	要件定義・設計・開発試験				本稼働予定	
後 期 高 齢 者 医 療 請 求 支 払 シ ス テ ム	要件定義・設計・開発 試験		4 月本稼働予定			
デ ー タ 集 配 信 シ ス テ ム	要件定義・設計・開発試験			12 月本稼働予定		
特 定 健 診 等 デ ー タ 管 理 シ ス テ ム	要件定義・設計・開発 試験		4 月本稼働予定			
介 護 保 険 審 査 支 払 等 シ ス テ ム	要件定義・設計・ 開発試験		5 月本稼働予定			
障 害 者 総 合 支 援 給 付 審 査 支 払 等 シ ス テ ム	要件定義・設計・ 開発試験		5 月本稼働予定			

(基本方針) ② 業務の高度化・効率化の推進					
(取組) ② システムの効果的・効率的な運用					
(2)-②-B 独自システムの効果的な調達と効率的な運用					
目標					
本会が独自に調達し運用している全てのシステム、サーバ等についてはシステムの運用内容や更新時期・方法等について最も効率的かつ効果的な運用及び再構築を行い費用の1%の削減達成を目指す。					
具体的取組					
標準システムを補完するために構築している各外付けシステムについては、保険者の活用状況及び本会の運用状況を調査し、システム機能の縮小や機能改善を実施することで、運用・構築工数の削減や効果的な運用を図り、仮想基盤上へ構築することで保守料等の低減に取り組む。 また、仮想基盤上への構築に適さないシステムについては、他システムの更改状況を把握し、同時期に調達することで機器に係る費用を縮減させる。 なお、定型業務等の人の判断によらない業務については、RPA 及び AI-OCR 等の ICT ツールの積極的な活用により自動化、省力化を図り、付加価値の高い業務へマンパワーをシフトしながら一層の業務効率化に取り組む。					
スケジュール					
令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
調査（活用 状況・運用 状況）	各種システ ムの見直し	各システム更改時に調査・ 検討結果を反映			
RPA・AI-OCR による業務の効率化の検討・構築					

取組①

組織体制の確立と組織力の強化

【現状と課題】

審査支払機関改革、データヘルス改革の動向等を見据えるとともに、保険者等業務の多様化等に伴う新たな課題やニーズに対しスピード感を持って的確かつ安定的に対応するため従来の事業の実施・組織体制等の抜本的な見直しを含め、聖域なき視点が求められている。今後、更なる国保被保険者の減少による審査支払手数料・負担金等の減少が見込まれることから、限られた経営資源の中でより効果的・効率的な事業運営を行う必要がある。そのためには組織のマネジメントによる組織力強化の取組が重要な課題であり、継続的な取組が必要となる。

また、ICTの進展及び新たな時代の要請に伴い情報セキュリティの重要性が高まる中、更なるセキュリティ対策の強化とともに、災害や新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大など予見できない事象の発生時にも本会及び保険者・医療機関等関係者の受ける影響を最小限に抑え、必要な対応を行うことが求められる。業務を可能な限り遅滞なくかつ迅速に遂行し、情勢・状況の変化に適切に対応できるようリスクマネジメントの強化が必要となっている。

(基本方針) ③ あらゆる情勢の変化に対応できる組織基盤の確立・強化					
(取組) ① 組織体制の確立と組織力の強化					
(3)-①-A リスクマネジメントの強化					
目標					
情報セキュリティの重要性が高まる中、本会を取り巻くシステム環境等の変化及び災害等予見できない事象の発生に対し、素早く的確かつ柔軟な対応を行えるよう、セキュリティレベルの確保及び更なる対策の強化並びに BCP（業務継続計画）等に基づいたリスクマネジメントの強化を目指す。					
具体的取組 情報セキュリティについて、「ISO/IEC27001：2022」の基準に沿った適切な対策の継続的実施に向けて、職員一人ひとりが意識を持って行動することが何より肝要であることから、訓練・研修等を通じ、組織全体で意識向上を図り、情報セキュリティリテラシーの強化を推進する。また、これまでに発生した情報セキュリティ事象の状況を踏まえ、関係法令、規程及び情報セキュリティポリシー等の正しい理解と、これらに基づいたセキュリティ対策が実施されているか有効性の観点から内部監査をはじめチェック体制を強化し、課題を洗い出すとともに、最新の情報セキュリティ情勢に対応できるよう持続的に対策の見直しを行い、情報セキュリティ事象の未然防止に努める。併せて、社会的にも外部委託先に関する情報セキュリティ事案が頻発していることから、外部委託業者における安全管理策の実施状況及び運用体制について定期的な確認等を実施する。 BCP をはじめとする危機管理体制の整備について、あらゆる状況下においても適切に業務を継続できるよう、起こりうる実際の災害を想定し、システム停止時の復旧手順及び代替手段の確認等の訓練を定期的に実施し、BCP の継続的改善・見直し及び災害対応における意識向上・対応力を強化し、計画の実行性の確保に努める。					
令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
● 「ISO/IEC27001：2022」に沿った ISMS の認証に関する取組 ISMS・・・情報セキュリティマネジメントシステム					
● BCP に関する取組 BCP・・・業務継続計画					

(基本方針) ③ あらゆる情勢の変化に対応できる組織基盤の確立・強化
(取組) ① 組織体制の確立と組織力の強化
(3)-①-B コンプライアンスの強化
目標
本会は国民健康保険の保険者が共同で設立している団体であり、規則、社会規範などを遵守し、誠実、公正、透明な事業活動を行うことが社会的にも求められていることから、組織全体でのコンプライアンスの強化、充実を目指す。
具体的取組
法改正や社会情勢の変化に柔軟に対応し、規約・規程等を遵守の上、適正な事務処理を行うとともに、法改正等に伴って必要となる対応のチェック体制の整備など法制事務の強化に取り組む。また、令和 5 (2023) 年度に改正された ISO/IEC27001 : 2022 に準拠した本会の情報セキュリティポリシーを遵守することで、コンプライアンスをより強固なものとする。

(基本方針) ③ あらゆる情勢の変化に対応できる組織基盤の確立・強化

(取組) ① 組織体制の確立と組織力の強化

(3)-①-C 組織マネジメント能力の強化

目標

組織の持つ資源のうち「ヒト」については、モチベーションの向上、個人の明確なキャリアデザインによる目標設定、人材育成による意識変容等により伸ばしていくことのできる唯一のものであるとともに、組織力向上にとって最大のリソースである。それぞれの職位・職責に応じて能力を向上させていくことが重要な課題であり、そのための組織マネジメント能力を強化することはサステナブルな組織経営にとって必要不可欠な取組である。そのため、各種会議や研修会の実施、事業の執行などそれぞれの業務に応じた機会を活かした組織マネジメント能力の強化を推進する。

具体的取組

組織において最初の「長」である係長の育成を主体とした人材育成計画を基に、あらゆる角度からのアプローチによりマネジメント能力の強化を図る。

(1) 組織における意思決定プロセスの確立

(2) 職位に応じたスキル・能力の育成

(3) ロウーマネジメント（監督者）能力の獲得

令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
研修の実行	研修の実行	研修の実行	研修の実行	研修の実行	研修の実行
課題を踏まえた 計画の立案	課題を踏まえた 計画の立案	課題を踏まえた 計画の立案	課題を踏まえた 計画の立案	課題を踏まえた 計画の立案	課題を踏まえた 計画の立案
	重点育成期間				
本会の中長期的課題解決と目標達成に向け、将来的に必要とされる能力の習得					

基本方針(3) あらゆる情勢の変化に対応できる組織基盤の確立・強化

取組②

「専門家集団」としての人材育成

【現状と課題】

本会における審査支払業務においては、これまでも専門性が求められていたが、人事異動や新規採用等で専門性の持続が困難となっており、今後総合的な専門家集団として保険者ニーズに応えていくためには、これまで培ってきた審査支払業務の専門家としてのノウハウを途切れなく維持・向上していく必要がある。

また、保険者業務は度重なる制度改正や新たな制度の創設で複雑かつ多岐化していることから、幅広い保険者支援を行うためには、『医療・保健・介護・福祉』を含めた保険者等業務に精通するとともに、保険者等の多種多様なニーズを的確に捉え、業務に繋げることができるよう、部署ごとに求められる資質やスキルを明確化・目標化し、職員一人ひとりの発想力や主体性の醸成を図る必要がある。

(基本方針) (3) あらゆる情勢の変化に対応できる組織基盤の確立・強化					
(取組) ② 「専門家集団」としての人材育成					
(3)-②-A 審査支払業務に精通した人材の育成					
目標					
審査支払業務の充実を担うため審査の専門的知識の能力向上に努め、医療の高度化に伴う審査の高度化に対応できる人材を育成する。また、医学的知識を有しシステムで対応できない内容についても的確な処理を行う人材を育成する。					
具体的取組					
審査支払業務に精通した人材を途切れることなく維持し、審査の質の向上、職員の専門性を高める審査業務のエキスパートを育成するため、業務フローの各セクションの担当や経験年数に応じて必要となる知識・技術や、より専門的な医学的知識を習得するための各種研修会を実施し、審査の質の向上に取り組む。					
令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
審査課人材育成計画に基づく職員の育成					
知識・技術の定着度など育成効果の評価					
評価に基づく計画の見直し					

(基本方針) ③ あらゆる情勢の変化に対応できる組織基盤の確立・強化					
(取組) ② 「専門家集団」としての人材育成					
(3)-②-B 保険者業務に精通した人材の育成					
目標					
保険者のニーズや要望に対応できる企画力・創造力を養い保険者目線に立った支援の創出を図ることのできる人材育成を目指す。					
具体的取組					
保険者業務に関する知識の習得やその業務に係る制度について研修等を通じ理解を深め、保険者業務に精通した人材の育成に取り組む。保険者業務を理解するために本会が開催する研修会や地区協議会等を活用し、保険者ニーズ等の収集に取り組む。 それぞれが担当する業務の制度や業務の処理内容等は、厚生労働省をはじめとする国から発出される文書や資料、国保中央会から提供される情報等を最大限活用し知識の習得に努める。 特に県の運営方針に基づき議論が進められる保険税の二次医療圏での統一に向けて、保険者における移行が円滑に進められるよう保険税の賦課算定について支援できる人材を育成する。					
令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
● 保険者ニーズ等の収集を通じた人材の育成					
【重点事項】 保険税の二次医療圏統一に向けた人材育成					

(基本方針) ③ あらゆる情勢の変化に対応できる組織基盤の確立・強化

(取組) ② 「専門家集団」としての人材育成

(3)-②-C データサイエンスに精通した人材の育成

目標

国保データベース（KDB）システムや本会の新医療費分析システムなどから出力されるデータ等について分析、可視化、応用により保険者に対して有用なデータ提供が可能とデータサイエンスに精通した人材の育成を目指す。

具体的取組

本会が資格取得を推進している「ITパスポート」にはデータサイエンスの基礎的な知識が含まれていることから、引き続き更なる資格取得促進を図ると共に、資格取得者については習得した知識を活用、発揮できるよう積極的に実務レベルでデータを活用する機会、環境整備を推進する。併せて、Microsoft Office の Excel 等の知識習得により業務の効率化はもとより、データ活用をより実践的に活かせるスキルとなるため、第3期計画に引き続き MOS（Microsoft Office Specialist）等の資格取得の促進を図る。また、国保中央会が主催する IT 研修等も活用しながら、時流を見据えた職員のスキルアップを図る。

令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
ITパスポート MOS 取得促進	ITパスポート MOS 取得促進	ITパスポート MOS 取得促進	ITパスポート MOS 取得促進	ITパスポート MOS 取得促進	ITパスポート MOS 取得促進
IT研修受講	IT研修受講	IT研修受講	IT研修受講	IT研修受講	IT研修受講

取組③

持続可能な財政運営

【現状と課題】

国保被保険者の減少に伴い本会の財源である負担金・手数料が減少傾向にあり、償却資産等の積立財源の不足も懸念される。一方、国保総合システムにおいては、令和6(2024)年度から保守・運用費の縮減を図ることを目的にシステムを最適化することとされ、それまでは保守運用経費はシステム更改前よりも増大することとなっている。

今後更にシステム関連経費の増大もあり得るが、税制上、短期間での資産形成が難しいこともあり、減価償却引当資産、ICT 積立資産など事前に必要な財源を準備できない事態も懸念される。こうした今後予想される厳しい財政状況の中、安定的に保険者サービスを提供するためには、各業務運営の効率化とコスト縮減はもとより、新たな収入源を開拓するなどの経営努力をしながら、保険者の理解に基づいた適正な手数料単価を設定し、持続可能で安定的な財政運営を行う必要がある。

(基本方針) ③ あらゆる情勢の変化に対応できる組織基盤の確立・強化

(取組) ③ 持続可能な財政運営

(3)-③-A 広い視野による経費削減・コスト意識の向上

目標

全職員で本会を取り巻く状況を共有することによるコスト意識の醸成により、コストを意識した主体的な業務遂行、及び財政状況・収支バランスを把握の上での適正な手数料等の設定についての提案など、俯瞰的な視点に基づく事業運営を行うとともに更なる経費削減を目指す。

具体的取組

入札方法や調達による直接的な削減効果に加えて、ICT を活用した業務の見直し等を行い、事業の有効性を常に確認・意識することによりコスト削減、業務の効率化に取り組む。

また、独自システムの機器更改の際には令和4(2022)年度に構築した仮想環境の活用やクラウド化を視野に入れつつ開発を行うことで、コスト削減に取り組む。

(基本方針) ③ あらゆる情勢の変化に対応できる組織基盤の確立・強化

(取組) ③ 持続可能な財政運営

(3)-③-B 収支分析による適正な負担金・手数料の設定・確認

目標

毎年度、各会計及び事業ごとに収支分析を行い、事務事業の見直し、コスト削減に努めながら収支バランスの均衡を実現する。

また、3年ごとを基本とし、必要に応じて行うこととしている本会の負担金・手数料の見直しにあたっては、決算等の時機に収支のバランスを振り返り、次の予算作成や設定した手数料等の適正可否について分析した上で、将来の歳入・歳出における変化を見据え、事業の展開状況を慎重に検討した上で保険者の理解と納得の得られる見直しを行う。

具体的取組

財務会計システム等を効果的に活用し、毎年度、事業ごとの決算内容の分析を基に事業のプロセスや効果、経費削減を含めた見直しを行う。また、国保の被保険者数、レセプト等取扱い件数の将来の見通し等を基に事業に必要な経費、さらに新規事業の展開や事業の効果的な実施時期等についても考慮した上で負担金・手数料の見直しを行う。

なお、各年度の新規事業については、保険者等に対し予め必要な経費の適正な算定を基に負担金・手数料案を事業の目的・効果とともに示した上で理解を得ながら着手する。

本会が実施する後期高齢者医療関連の保健事業等に係る経費の負担の在り方についても事業の実績等を基に検討し、必要な財源について後期高齢者医療広域連合の理解を得られるよう取り組む。

令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
現行の手数料、負担金					
	R8~10 の検討	見直し後の手数料、負担金			
				R11~13 の検討	R11~R13 の 手数料、負担金

(基本方針) ③ あらゆる情勢の変化に対応できる組織基盤の確立・強化					
(取組) ③ 持続可能な財政運営					
(3)-③-C 積立金の計画的な管理・運用					
目標					
計画年度におけるシステムや機器の更改に備えるため、事業経費のコスト削減に努め、積立金の計画的で確実な資産形成、管理・運用を行う。					
具体的取組					
システム資産形成・更改にあたっては、積立資産の管理運用規定に則り必要な経費の充当・積立を行うとともに、計画的で確実な資産形成、管理・運用を行うため、システム更改スケジュールを基に積立計画を作成する。また、金利の動向を注視しながら、安全かつ有利な管理及び運用に努める。					
令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
	積立計画 見直し・作成			積立計画 見直し・作成	
資産 棚卸	資産 棚卸	資産 棚卸	資産 棚卸	資産 棚卸	資産 棚卸
積立 検討	積立 検討	積立 検討	積立 検討	積立 検討	積立 検討

(基本方針) ③ あらゆる情勢の変化に対応できる組織基盤の確立・強化					
(取組) ③ 持続可能な財政運営					
(3)-③-D 財政の透明化のための監査の実施					
目標					
適正な会計処理を行うとともに、計画的に事業を執行し、安定的な財政運営ができるよう努め、各監査によるチェック体制により財政の透明化を目指す。					
具体的取組					
事業の執行にあたっては、主管課において定期的な予算の執行状況の確認を実施し、内部監査による相互牽制を確実に行うことで、事故の防止と事業の適正な運営に取り組む。 また、日々の会計処理においては、財務会計システムを効率的に活用するとともに監事監査及び公認会計士による監査を実施し、適正な会計処理に取り組む。					
令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
内部 監査	内部 監査	内部 監査	内部 監査	内部 監査	内部 監査
予備監査 監事監査	予備監査 監事監査	予備監査 監事監査	予備監査 監事監査	予備監査 監事監査	予備監査 監事監査
公認会計士に よる監査	公認会計士に よる監査	公認会計士に よる監査	公認会計士に よる監査	公認会計士に よる監査	公認会計士に よる監査